

# 匠瑤市中小企業緊急支援給付金 申請要領

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少や事業縮小等を余儀なくされた市内の中小企業者に対して、事業の継続のための緊急支援として、給付金を支給します。

## 2 要 件

(1) 市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者であること。

### 【中小企業者の範囲】

業 種	要件（次のいずれかを満たす会社及び個人）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業その他	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下

※農業・林業・漁業（日本標準産業分類上の分類で、大分類A及びB）は、対象外。

※個人事業主は、所得税法第229条に定める開業届を提出している者に限る。

※大企業と資本関係のある「みなし大企業」<sup>①</sup>は対象外。

※チェーン店については、市内に本店（個人の場合は住所）を有する者に限る。

<sup>①</sup> 「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者」、「発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者」、「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者」のいずれかに該当する者をいう。

(参考1) 対象となる業種

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類 第13回改定(平成26年4月1日施行)
製造業その他	大分類C(鉱業、採石業、砂利採取業) 大分類D(建設業) 大分類E(製造業) 大分類F(電気・ガス・熱供給・水道業) 大分類G(情報通信業) ※サービス業を除く 大分類H(運輸業、郵便業) 大分類J(金融業、保険業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業) ※サービス業を除く 大分類M(宿泊業、飲食サービス業) ※サービス業を除く 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)のうち小分類791(旅行業)
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち小売業 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店)、中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業)、中分類39(情報サービス業)、小分類411(映像情報制作・配給業)、小分類412(音声情報制作業)、小分類415(広告制作業)、小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業)、中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※小分類791(旅行業) 除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)

(参考2) 対象となる法人

- ①株式会社、②合名会社、③合資会社、④合同会社、
- ⑤(特例) 有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)、
- ⑥弁護士法に基づく弁護士法人、⑦公認会計士法に基づく監査法人、⑧税理士法に基づく税理士法人、
- ⑨行政書士法に基づく行政書士法人、⑩司法書士法に基づく司法書士法人、
- ⑪弁理士法に基づく特許業務法人、⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、
- ⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

(参考3) 対象とならない法人

- ①社会福祉法人、②医療法人、③特定非営利活動(NPO)法人、④一般社団・財団法人、
- ⑤公益社団・財団法人、⑥学校法人、⑦宗教法人、⑧農事組合法人、⑨農業法人、
- ⑩有限責任事業組合(LLP)、
- ⑪組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)

- (2) 引き続き市内で事業を営む意向があること。
- (3) 直近の事業年度分の売上金額の平均月額（個人の場合は令和元年の売上金額の平均月額）が20万円以上であること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上金額（令和2年1月から令和2年12月の内、任意のひと月）が前年同月<sup>②</sup>と比較して30%以上減少していること。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じていること。また、千葉県知事が新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき休業等の要請を行った施設を有する者にあつては、当該要請に応じていること。
- (6) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

### 3 支給額

10万円 ※ 1事業者1回に限る

### 4 申請書類

No.	会社の場合	個人の場合
1	中小企業緊急支援給付金交付申請書兼請求書	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の事業年度分の法人市民税の確定申告書の写し</li> <li>・直近の事業年度分の法人税の確定申告書別表第一の写し</li> <li>・法人事業概況説明書の写し</li> </ul>	<p>【青色申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年分の所得税確定申告書第一表の写し</li> <li>・青色申告決算書の写し</li> </ul> <p>【白色申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年分の所得税確定申告書第一表の写し</li> <li>・収支内訳書の写し</li> <li>・開業届の写し</li> </ul>
3	減収月の売上台帳等、売上の減少がわかる書類	
4	振込口座の通帳等の写し	

※ 1については、産業振興課、野栄総合支所、市ホームページで入手できます。

※ 2については、收受日付印が押されているもの（e-Taxによる申告の場合は受信通知を添付）。

※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合があります。

<sup>②</sup> 個人で白色申告の場合は、令和元年の売上金額の月平均

5 申請期限

令和3年1月29日（金） ※当日消印有効

6 申請方法

申請書類を匝瑳市産業振興課まで郵送。

※感染拡大防止のため、郵送での申請に御協力ください。

※封筒には、「中小企業緊急支援給付金 申請書類在中」と御記入ください。

【申請・問い合わせ】

匝瑳市役所 産業振興課

〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2

電話：0479-73-0089 FAX：0479-72-1117